

1 改正理由

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則(昭和37年鹿児島県公安委員会規則第2号)第2条において、一般職員の事務職員、技術職員及びその他の職員の職員別の数を定めている。

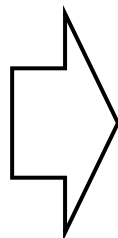
その他の職員については、鹿児島県総務部人事課行政経営推進室との協議により、職種上の削減を図ることとされているところ、今回、現業職員として再任用されていた職員の任期満了による退職に伴い、本規則に定める一般職員の職員別の数を改正する必要があるもの。

2 改正内容

第2条中「事務職員、技術職員及びその他の職員」を「事務職員及び技術職員」に改め、同条第1号中「376人」を「377人」に改め、同条第3号を削る。

現行

細分別	配置定員
事務職員	376人
技術職員	52人
その他の職員	1人
合計	429人



改正後

細分別	配置定員
事務職員	377人
技術職員	52人
(削除)	
合計	429人

3 施行期日

令和8年4月1日